第12次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画の策定

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所は、令和2年3月31日、「第12次紀の川水系

紀の川砂利等の採取に関する規制計画」を策定しました。

【経緯】

紀の川では、「第11次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画」を平成27年

3月31日に策定し、民間事業者による砂利の採取を可能としてきたところですが、「第1

1次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画」策定から5年が経過したことから、

新たに「第12次紀の川水系紀の川砂利等の採取に関する規制計画」を策定しました。

【手続き等】

砂利等の採取に関する手続きについては、従来通り河川法第25条の許可及び砂利採取

法第16条に基づく認可の申請が必要となります。

また、土石の採取にあたり和歌山県から土砂採取料が徴収されます。

【担当課】

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 河川管理課、河川占用調整課

●640-8227 和歌山市西汀丁16番

電話 河川管理課:073-402-0267

占用調整課:073-402-0268

FAX 073-402-2165